

●改訂履歴

年月日	改訂内容
R 2 . 4 . 17	作成
R 3 . 3 . 3 0	字句等の修正 (Q1,13,16) 補助対象の拡大 (新築・増築等) に伴う変更 (Q4,5,7,8,10) 新築等の考え方の追加 (Q 追 1) デザイン性の高い構造材の取扱い (Q 追 2)

実施要領第 3 関係【定義】

Q 1	民間施設等とは？
-----	----------

A：民間施設等とは実施要領第 3 の第 1 号に定義されています。

県民に広く利用される施設で、利用者への展示波及効果が期待できる以下の施設です。

「オフィスタイプ」：県民が働く場として長時間滞在する施設

(オフィス、テレワークオフィス、ワーキングスペースの執務空間、来客対応空間等)

「店舗タイプ」：県民の身近にあり、幅広い年齢層に利用される施設

(コンビニ、飲食店、大規模な商業施設等)

「公共スペースタイプ」：県民の憩いの場、学びの場となる施設

(地域センター、図書館、公民館等の公共施設※)

※但し、国庫補助の対象となる施設規模(施設の延床面積が 300 m²以上で、かつ木質化する壁・床等の合計面積が 300 m²以上)のものは除きます。

実施要領第 4 関係【事業主体】

Q 2	補助事業に応募できる者は誰か？
-----	-----------------

A：民間施設等を所有又は管理・運営する者であれば、応募可能です。

ただし、次に掲げる者は対象になりません。

- ①国又は都道府県
- ②暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
- ③政治的な活動を目的とする団体

Q 3	個人で事業を行っている場合は、事業主体になるか？
-----	--------------------------

A：個人事業主である場合に限り対象とします。

個人の資産に資するものに本補助金を投じることは適切でないと考えため、各事業主の事業活動を行う部分のみを補助対象とします。

実施要領第 5 関係【対象事業】

Q 4	補助の対象となる事業はどのような事業か？
-----	----------------------

A：民間施設等において県産材を利用した施設を整備する下記の事業になります。

- ①民間施設等の木質化を伴う内装工事で、木材総使用量の 80%以上に信州木材認証製品を使用したもの
- ②民間施設等に木製の調度品（主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売されるもの）の設置を行うもの

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ①国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ②国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③宗教的活動に関する事業
- ④政治的活動に関する事業
- ⑤公序良俗に反する事業

Q 5	対象となる施設整備はどのようなものか？
-----	---------------------

A：施設の木質化を伴う内装工事を対象とします。

例) 既存施設の木質化リノベーション、新築・増築等の内装整備【Q追1参照】

(建築物の付属物(ウッドデッキ等)を新設する場合は対象となる場合があります。【Q10参照】)

・本事業は、県産材の魅力を県民等に広くPRするためのものであることから、県産材をあえて使用する施設整備を対象に支援する目的で、内装木質化を伴う工事を対象としています。

Q 6	補助対象となる木質化工事や調度品の設置はどのようなものか？
-----	-------------------------------

A：木質化：施設の内外装（床、壁、天井、窓枠等）であって、施設利用者等から見える部分に木材を使用したものです。

調度品：日常の事業活動において用いられる、机、椅子、ベンチ、棚等の家具です。ただし、持ち運びが容易な小物類等は対象外とします。

Q 7	内装工事にあわせて、開口部や間仕切壁等を新設する場合、補助対象となるか？
-----	--------------------------------------

A：開口部の窓枠、間仕切壁の仕上げ等に県産材を利用した場合、対象となります。

ただし、新設に伴う既存部分の解体工事及び木製品以外の材料を新設するための工事は補助対象外とします。

Q 8 四阿（あずまや）のような壁面がない建築物は対象となるか？

A：不特定多数の利用者が見込まれ、各タイプのいずれかに該当する施設であれば対象となります。
 （構造材の取扱い：【Q追2を参照】）

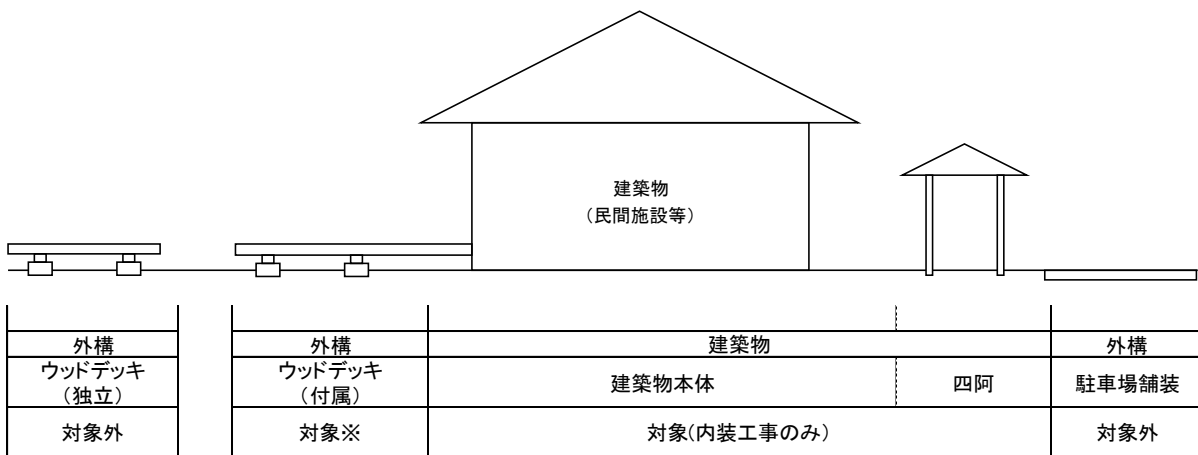
Q 9 木製の調度品のみを設置を考えているが、補助の対象となるか？

A：補助の対象外とします。
 本事業は、県産材を活用した魅力的な空間の創出を目的としていることから、内装の改修にあわせた調度品等の設置を補助の対象としています。

Q10 ウッドデッキは補助の対象になるか？

A：建築物本体の内装工事を伴い、ウッドデッキを新設もしくは改修する場合に限り対象となります。

- ・本事業では、県産材を利用した施設を見て、実際に触れてもらうことで、県産材の良さを感じてもらい、県産材の利用に繋げることを目的にすることから、補助対象となる建築物本体に付属するウッドデッキであれば、本事業の目的に該当すると考えるため、補助の対象とします。
- ・ただし、独立したウッドデッキは対象外とします。
- ・ウッドデッキや四阿等が補助対象になるかは、下図を参考にしてください。



※建築物本体の内装工事を伴う場合のみ

Q11	施設を所有する者が同一人物で、複数の施設において事業を行いたい場合、まとめて応募することは可能か？
-----	---

A：事業を行う施設が決定していることを条件に可能とします。

ただし、それぞれの施設での事業のPR効果等を確認し、事業採択することが必要と考えるため、民間施設等木質空間整備事業実施要領第8に規定する事業計画書（様式1号）の別紙「事業計画概要書」は施設ごとに作成し、各施設が所在する管内の現地機関へ提出してください。

Q12	事業採択を一度受けたことがある施設において、再度、応募することは可能か？
-----	--------------------------------------

A：同一年度中に再応募することは不可とします

本事業は、県民に県産材に触れる機会を作り、県産材利用の「きっかけ」作りを目的とすることから、県内の多くの施設で県産材に触れることができる場所を設けたいと考えるため、同一年度中に事業採択を受けたことがある施設において再応募することは不可とします。

実施要領第6関係【補助対象経費】

Q13	補助対象経費の範囲は？
-----	-------------

A：補助対象経費は、木工事費、木工事に必要な撤去・処分費（既存の床タイルの撤去等）及び工事にかかる諸経費とし、設計費やその他の撤去・処分費、電気・機械設備工事費等は対象外とします。

また、補助対象費となる材料は、木製品や下地材に加え、塗装、釘などの設置に必要な部品、第21による表示に必要な部品とし、壁紙などの木質化に直接関係のない材料は対象外です。

【補助対象施設等の管理責任】

Q14	事業により取得した、調度品に関する管理責任については誰が負うのか？
-----	-----------------------------------

A：補助事業者が負うものです。

本事業により取得した調度品については、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。そのため、利用者の安全に万全の配慮をしてください。

Q15	事業完了後、破損した箇所等を再び改修することは可能か？
-----	-----------------------------

A：破損箇所を修理することは可能です。ただし、修理する木質部材には県産材を活用し、県産材の使用量が下回らないよう留意してください。

なお、工事の内容によっては、要領第19により、財産処分等の手続きが必要になる場合がありますので、事前に地域振興局にご相談してください。

【事業採択】

Q16	事業に応募すれば、必ず補助金を貰えるか？
-----	----------------------

A：補助金は、選定委員会における事業採択を受けた事業に補助金を交付します。

- ・事業採択にあつては、選定委員会において審査を行い、最終的な事業採択を行います。


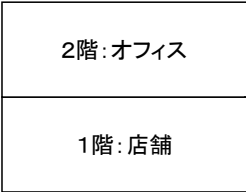
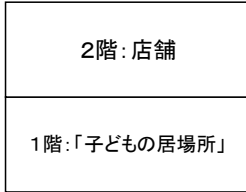
実施要領第5第1項第1号関係【木質化について】

Q17	同一建物内で、同一事業者が複数のタイプに申請することは可能か？
-----	---------------------------------

A：補助の対象は、1建築物につき1タイプとし、複数のタイプの申請はできないものとします。

限られた予算の中で、より多くの施設の木質化を推進するため、上記取扱いとします。

補助対象となるかどうかは、下表を参考としてください。

区分	パターン1	パターン2	(参考)
整備例			
整備内容	既存施設内において、 店舗＋事務室の整備	既存施設内において、 1・2階で用途が異なる施設の整備	1階：子どもの居場所の対象 2階：店舗の改修
複数タイプの併用可否	補助対象となるのは、「店舗」「オフィス」のうち1タイプのみ		併用可

Q18	オフィス内の貸し会議室は補助対象となるか？
-----	-----------------------

A：対象とします。

不特定多数の者の出入りがある執務空間や会議室を対象としているためです。ただし、利用者が特定される執務室等は対象外とします。

Q19 大型商業施設等について、1 建築物内で複数の事業者が補助申請することは可能か？

A：事業者が異なる場合であっても、同一の建物内であれば可能とします。

補助対象の可否は下表を参考としてください。

区分	パターン1	パターン2
整備例		
整備内容	既存施設内において、事業者が異なる店舗B、Jの整備	既存施設内において、1・2階で事業者が異なる店舗の整備
補助対象の可否	事業者が異なる場合であっても、同一建物内であれば可能	

Q20 店舗併用住宅の取扱いとは？

A：1 建築物内における、住宅部分と非住宅部分のそれぞれの割合により判断します。

住宅部分が 1/2 を超える場合：建築物の主たる用途を「住宅」と判断し、補助対象外とします。

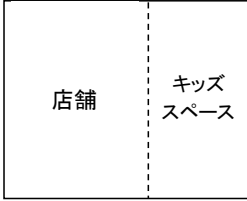

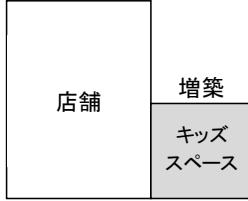
非住宅部分が 1/2 を超える場合：建築物の主たる用途を「(店舗)」と判断し、補助対象とします。

※建設部における住宅助成の対象とそろえる形としています。

区分	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
整備例				
整備内容	店舗＋住宅の改修 (住宅部分の床面積が1/2超え)		店舗＋住宅の改修 (住宅部分の床面積が1/2未満)	
補助対象の可否	主用途が「住宅」であるため、補助対象外		主用途が「店舗」であるため、補助対象	
住宅補助対象 (建設部)	対象		対象外	

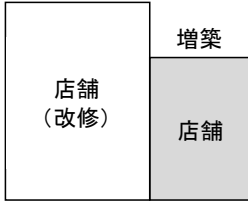
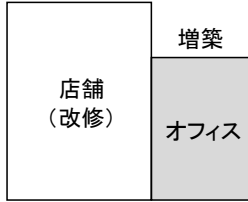

Q21 店舗等で内装の改修にあわせてキッズスペースの整備を実施する場合の取扱いは？

A：本事業の補助対象との区分を明確にできれば、「子どもの居場所」事業との併用は可能とします。
補助の併用が可能かどうかは、下表を参考としてください。（例：店舗の整備）

区分	パターン1	パターン2	パターン3
整備例			
整備内容	既存施設内において、 店舗+キッズスペースの整備	既存店舗の改修 + おもちゃの設置	既存の店舗の改修 + キッズスペースを増築 もしくは別棟で新築する場合
事業の併用可否	工事費を明確に分けられれば 併用可	併用可	併用可

Q追1 新築・増築等で補助対象となる場合の考え方は？

A：県産材を活用した木質系材料による内装整備であれば、新築等の構造に関わらず補助対象となります。（木造建築物の新築等の場合、木構造にかかる経費は補助対象外です。）

区分	パターン1	パターン2	パターン3
整備例			
整備内容	既存の店舗の改修 + 店舗の増築	既存店舗の改修 + オフィスの増築	施設を新築し、 店舗+オフィスを整備
補助対象部分	既存部分：木工事に係る改修工事 増築部分：内装工事（構造は対象外）	補助対象は1タイプのみ （対象となる工事は左記と同様）	内装工事のみ （補助対象は1タイプのみ）

Q追2 整備後の木質空間において、意匠性のある構造材（太鼓梁等）は補助対象となるのか？

A：補助対象となり得ます。

室内空間において視認でき、デザインの一部として認められる構造材は補助対象として取り扱います。

補助対象の可否については、審査会等において個別に判断させていただきます。